

序にかえて - 利益相反プロジェクトの目的，経緯および本年度報告書の要約 -

文部科学省の「21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業」として3年間実施

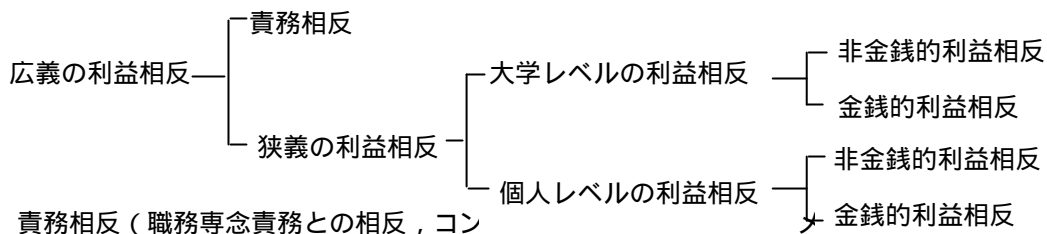
- 利益相反ガイドライン案を作成

平成11年度から文部科学省が実施している「21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業」のサブテーマ「21世紀を展望した新たな産学連携手法の構築」のひとつとして，産学連携に伴う利益相反の問題について取り組んできたが，3年目の本年度は，これまでの検討結果の括りとして，我が国の産学連携の現状に即した特許と兼業に関するガイドライン案を作成した。

産学連携に伴う利益相反とは

利益相反の問題は，大学教員が教育，研究という従来からの責務に加えて，研究成果を産業的に応用するという‘知識社会’での新たな責務を負うようになったことに根ざしている。後者の責務を十分に果たすためには，教員は相当な時間とエネルギーを産業界との連携活動のために割かなければならない。そしてその努力への報酬として，例えば特許実施料収入や技術コンサルティング，役員などの兼業報酬として教員が本務以外から収入を得る場合が増えてきている。最近の多くの産学連携促進施策は，教員による産業経済的な貢献を促すインセンティブとしてそのような私的な利益を認めるような方向に制度を改善している。産学連携に伴う利益相反の根本的な命題は，‘私的な利益’と大学と大学教員に期待されているさまざまな‘公的な責任’¹とをいかに両立させるかである。

辞書では利益相反，つまりコンフリクト・オブ・インタレストとは「(公務員として)責任のある地位に就いている人間の私的な利益と，公的な責任との間に生じる相反」と定義されている²。これは概括的ないわば‘広義の利益相反’に対する定義で，さらに次のように下位分類しうる。



¹公的な責任には次のようなものがある：学生の教育に対する責任；学問の自由に対する責任；科学の進歩に対する責任；知識のオープンかつタイムリーな伝達と普及に対する責任；研究，教育および公共サービスの公正性と客観性を，外見上・実際上ともに保護する責任

² Webster's Third New International Dictionary of the English Language Unabridged : "a conflict between the private interests and the official responsibilities of a person in a position of trust (as a government official)"

	大学教員が、産学連携等の外部活動にどの程度勤務時間を使っていいか 兼業規則の許可基準の適否
狭義の利益相反：	広義の利益相反のうち私的な利益に関するもの
個人レベルの利益相反：	個々の教職員の意志決定や活動に付随した利益相反
大学レベルの利益相反：	大学組織の意志決定や活動に付随した利益相反
金銭的利益相反：	利益が金銭であるもの
非金銭的利益相反：	利益が金銭以外であるもの

詳細は下記の前年度までの報告書に述べている。本年度は“個人レベルの金銭的利益相反”に絞ってガイドライン作成を試みた。

平成11年度利益相反報告書

平成11年度の報告書「産学連携と倫理に関する研究－大学における利害関係の衝突の日本型マネジメントの在り方について」³においては、大学が社会的、経済的な役割を果たしながら、学問の府としての健全性を維持するためには、我が国でも利益相反の問題への対応が必要になることを、主としてアメリカの状況を参考に論じた。同報告書ではまた、利益相反の定義と種類を明らかにするとともに、利益相反への対応が、教員の高度に専門的な自己裁量に依存するという特徴を有し、それは国家公務員法、国家公務員倫理法等による‘法的規制’を前提としながらも、それとは区別される‘自主規制’の対象の課題であることを示した。

平成12年度利益相反報告書

平成12年度の報告書「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成」においては、イギリスを中心とするヨーロッパ諸国の利益相反のマネジメントの状況について調査研究した。特に、明解なルールを定めて産学連携を総合的に管理し、その一部として利益相反の問題にも対処しているグラスゴー大学の研究事業部のシステムを我が国にとって好適なモデルであることを示した。また、アメリカのNIHやNSF等が公的研究資金の効率的な配分への説明責任のために、研究資金を受領する条件として各大学に利益相反を実質的に管理するための成立化されたルールを整備することを求めていることを紹介し、国立大学の法人化に伴って研究資金の多くが外部資金型になることが予想される我が国でも、利益相反への対応の準備が必要であることを指摘した。また、我が国における今後の取組みとしては、事例研究を通して利益相反の問題を日常的な産学連携活動の中で考える作業が必要であること、研究資金の配分に対する公的責任を果たすためにベンチマーキングの手法を検討すべきことを提言した。

³平成11年度、平成12年度報告書全文は奈良先端科学技術大学院大学の電子図書館 (<http://dlw3.aist-nara.ac.jp/dl-lab/sentan.html>) で閲覧。

本年度の事業の背景

昨年度の検討で導き出した結論の一つは、「産学連携を実施する条件が異なる海外をモデルにして、我が国における利益相反への取組みの枠組みを形式的に作っても現実的ではない。利益相反の概念を定着させるには、我が国独自の制度下で起こりうる実際的な利益相反事例について、一つ一つ『イエス、ノー』を積み上げて、教員に周知するのが効果的な手順である。」ということであった。一方、技術移転活動の現場からも、国立大学教員が産学連携活動に取り組むに際しての利益相反上の課題を具体的に示してほしいという本プロジェクトへの要望が高まってきた。そこで関連の活動を事例研究して、『何ができて何ができないか』、『その根拠は何なのか』、『どのような手続きが必要なのか』などを利益相反の概念を含めて明らかにしておくことは時宜を得ており、かつ健全な産学連携活動を実施するためにぜひとも必要であると考えた。

ガイドライン作成の目的

具体的には産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成を企図したが、本報告書にいう“ガイドライン”とは、「法令」として全国一律に遵守することが義務づけられるような類の規制ではない。一種の“目安”として、各大学あるいは技術移転担当機関(TLO等)が、自律的に技術移転などを含む外部との連携活動を行っていく際に、望ましい規程として整備するうえで参照されることが期待される提案である。とはいえ、本報告書での提案は、研究実施者あるいは研究協力者が日常的に対応している技術移転活動等にかんがみて、これまでの経験や近々の見通しを踏まえておおむね共有できるものとなっている。したがって、実際の運営では、本報告書での提案を参照しつつ、さらに、各大学や技術移転担当機関がそれぞれの実態を反映させながら、自律的にさらに必要なシステムを用意し、利益相反ならびに責務相反のマネジメントに係る規程を用意することが期待される。

利益相反が生じる局面と本年度報告書で提案する局面との関係

利益相反が生じる局面としては多様なものがある。本年度報告書で提案した局面は、現在、進行している大学における技術移転活動にもっとも関連する次の活動である：

- 特許等の知的財産権の取り扱い
- 技術コンサルティング兼業への参画

本事業では上記の活動に関連した幾つかの架空の事例を提示して、それに対して寄せられた膨大な意見(大学関係者394名、TLO関係者20名、産業界35名)を参考に、次のガイドライン案を、その根拠になる考え方とともに示した。

< 発明・特許に関するガイドライン案 >

大学は、自らの研究成果を我が国の産業の発展に有効に利用する責任を有する。そのためには、発明の届出義務を周知徹底するとともに、個人有を含むあらゆる発明が有効に利用されるための、例えば移転先での特許の未活用防止等のチェック機能を備えた技術移転機構を大学が持つべきである。また、特許出願を促進するための適切な報奨制度を整備すべきである。学内での方針と責任体制の明確化も重要である。

< 技術コンサルティング兼業に関するガイドライン案 >

教員による日常的な技術コンサルティング兼業が極めて有効な技術移転の仕組みであることを認識し、その実施に関する大学としての方針と、勤務上の取扱や報酬額等のルールを‘教員と、企業等の両方’に分かりやすく示すことを検討する。また、教員が公的な便宜を受ける環境の中で、それを公明に利用して技術コンサルティング兼業が実施できる仕組みが必要である。大学による組織的な技術コンサルティングの実施についても検討するのが望ましい。

今後、産学連携に伴う利益相反のガイドラインについては、大学発ベンチャー起業に関連した諸問題、改正された制度下での共同研究や受託研究の実施に係る問題、今回も問題点が種々指摘されながら十分に検討できなかった奨学寄附金制度の運用に係る問題等についても検討する必要がある。中には、例えば未公開株式の保有等のように火急の課題も含まれている。

国立大学の法人化に伴って、個人レベルだけではなく、大学レベルの利益相反の問題も考慮しなければならない。さらに、海外の大学では副学長等の大学の上級管理職が利益相反問題担当に任命されていることが多いが、我が国でも特に法人化後は、大学経（運）営全体の中で利益相反の問題をどのように管理するかが重要な課題になる。

本報告書は、我が国における利益相反ガイドライン作成に向けての最初の一步にすぎない。上記のように課題が山積している状況にかんがみ、さらに体制を強化して検討が行われ、利益相反の概念を基本にした21世紀型産学連携手法が構築されることが望まれる。